

Finto 請求振込 ご利用規約

第1章 総則

第1条（目的）

この規約（以下「本規約」といいます。）は、トラボックス株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「Finto 請求振込」（以下「本サービス」といいます。）について定めるものとします。

第2条（本規約の変更等）

- 当社は、本会員（第3条で定義します。）の一般の利益に適合する場合、社会情勢、経済事情、税制の変動等の事情の変化、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合、民法所定の範囲で、本会員の事前の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することができるものとします。
- 当社は、前項の定めに基づき本規約の変更等を行う場合、当該変更等の効力発生前に、本規約の変更を行う旨、並びに変更後の当該本規約の変更等の効力発生時期及び内容について、当社のウェブサイト上に掲載その他適宜の方法により、本会員に周知するものとし、その周知の際に定める相当な期間を経過した日から、変更後の本規約が適用されるものとします。
- 当社は、第1項の定めに基づかず本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の内容について本会員の同意を得るものとします。この場合も、当社は、変更後の本規約の内容を前項の定めに従って周知するものとします。なお、変更後の本規約の適用日以降に、本会員が本サービスを利用した場合には、本会員は当該変更後の本規約の内容に同意したものとみなします。
- 前三項にかかわらず、当社は、事前の通知をすることなくいつでも、誤字、脱字等の契約内容に関わらない軽微な変更を行うことができるものとします。
- 本規約の変更によって本会員に何らかの損害が生じたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第3条（定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) ID等：会員登録後に当社が本会員に付与する会員ID、及び当社が本会員に付与し又は本会員自身で登録するパスワードをいいます。
- (2) 個別契約：第10条第3項に基づき、本会員と当社の間で成立した対象取引にかかる個別の支払代行に関する契約をいいます。
- (3) 管理者：申込者による本サービスの利用登録の申込みにより、当社よりアカウント

を付与される本会員の代表者をいいます。なお、管理者は、請求書のアップロード、メール送信、対象請求書データの承認及び振込依頼を行うことができ、管理者の行為は本会員の行為とみなされます。

- (4) 担当者：本会員が管理者を通じて本サービスを利用する者として指定し、別途当社の定める手続きに従いアカウントを付与された者をいいます。なお、担当者の行為は本会員の行為とみなされます。
- (5) 原契約：本会員と債権者との間における、本会員を債務者とする商品又はサービスの提供その他の金銭を対価とする取引に関する契約をいいます。
- (6) 債権者：原契約に基づき商品又はサービスの提供を行い、本会員に対して代金債権を有する法人又は個人（インボイス制度に基づく適格請求書発行事業者として登録されている個人事業主を含みます。）をいいます。
- (7) 対象債務：原契約に基づいて生じた本会員の債権者に対する債務であって、本サービスによる各取引の対象となる債務をいいます。
- (8) 対象請求書：対象債務にかかる請求書をいいます。
- (9) 提携銀行：GMO あおぞらネット銀行（フィント支店）をいいます。
- (10) 提携銀行口座：提携銀行において開設される本会員の「フィント支店口座」をいいます。
- (11) 退会：本利用契約の解約をいいます。
- (12) 対象取引：原契約に基づく取引をいいます。
- (13) 取引関連情報：債権者との対象取引にかかる取引情報をいいます。
- (14) 反社会的行為：本会員自ら又は第三者を利用して行う以下に掲げる行為をいいます。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
- (15) 反社会的勢力等：以下に掲げる者又はこれらと密接な交友関係にある者をいいます。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係会社
- (16) 秘密情報：当社又は本会員が、本サービスに関連して相手方に秘密である旨を明示して開示した非公知の情報をいいます。
- (17) 本会員：当社と本利用契約を締結し、本サービスの提供を受ける法人、機関等をいいます。

- (18)本利用契約：第4条第1項に基づき申込者と当社との間に成立する本サービスの利用にかかる契約をいい、本規約その他本サービスに関して当社が別途定める利用条件、本会員との間の合意事項が適用されるものとします。
- (19)申込者：当社に本サービスの利用を申し込む法人、機関等をいいます。
- (20)利用停止等：本会員情報の全部若しくは一部の削除、本サービスの利用の一時停止若しくは制限、本利用契約の解除等の措置をいいます。

第2章 会員登録及びサービス利用

第4条 (会員登録)

1. 申込者は、本規約の内容その他当社が別途ウェブサイト等で提示する本サービスの利用条件を確認し、かつこれを承諾のうえ、当社所定の方法により、当社に対して必要な情報を届け出た上で、会員登録を申し込むものとします。申込者による申込みに対し、当社は、当社所定の手続きに従い会員登録の可否を審査します。当該審査により当社が適格と判断し、当社の申込者に対する承諾の通知を発信したとき、当社と申込者との間において本利用契約が成立するものとします。なお、本サービスは法人、機関等を対象してサービスであり、個人事業主を含む個人は本サービスを利用できません。
2. 本サービスの利用には、提携銀行口座の開設が必要です。申込者は、別途提携銀行の定める手続きに従い、提携銀行口座の開設を行うものとします。申込者は、当社が本サービスの提供に必要な範囲で、提携銀行から申込者の提携銀行口座にかかる口座情報等を取得することに同意します。
3. 当社は、次の各号に該当すると当社が判断する場合又は当社の裁量により、会員登録の申込を承諾せず、承諾を留保することができるものとします。なお、当社は、以下の各号に定める以外の理由により会員登録の申込を承諾せず、承諾を留保することができますが、審査基準を公開する義務を負いません。
 - (1) 申込者が実在しない場合
 - (2) 申込者が会員登録に必要となる情報を提供しない場合
 - (3) 申込者が当社の求めた資料又は書類の提供を行わない場合
 - (4) 申込者が過去に本サービスの料金の支払いを遅延し、又は不正に免れたことがある場合
 - (5) 申込者が本規約又は当社が提供する別のサービスにかかる規約に違反したことがある場合又は違反するおそれがある場合
 - (6) 申込者が本サービスを利用する目的に、不正又は不適当な目的が含まれることが疑われる場合
 - (7) 申込者又はその代表者、役員が反社会的勢力等に該当するとき、又はそのおそれがあるとき

- (8) 申込者が提携銀行口座を開設できない場合
 - (9) その他当社が不適当と判断する理由がある場合
4. 当社が会員登録の申込みを承諾せず、又は承諾することを留保する場合は、その旨を申込者に通知します。なお、当社は承諾をしなかったこと又は承諾を留保したことによる責任を負わず、その理由を開示する義務を負わないものとします。
 5. 当社が本サービスの利用登録の申請を承諾する場合には、申込者に対してその旨の通知を行うとともに管理者のアカウントを付与します。当該通知が発信された時点で、申込者と当社との間で、本サービスの利用に関する契約（以下「本利用契約」といいます。）が成立するものとします。
 6. 本会員は、前項に基づき本サービスの利用登録申請が承諾され、当社よりアカウントを付与された後、管理者を通じて、別途当社の定める手続きに従い、担当者として指定する者のメールアドレス宛に本サービスの利用登録にかかる招待メールを送信することができます。

第5条 （本サービス利用のための情報提供）

1. 本会員は、本サービスを利用するため、当社が指定する本会員、管理者及び担当者に関する情報（以下「本会員情報等」といいます。）を当社に提供するものとします。
2. 当社は、本会員から提供を受けた本会員情報等を、本サービスの提供、本サービスにかかる取引を行った場合の債権の管理、回収、本サービスの改善に利用することができるものとします。
3. 当社は、提携銀行に対し、本会員情報等及び振込先に関する口座情報その他本サービスの提供に関し必要な情報を提供することができるものとします。
4. 当社は、当社が本サービスを提供するために必要な範囲で、提携銀行から本会員の提携銀行口座にかかる口座情報等を取得することができるものとします。

第6条 （会員ID、パスワード）

1. 本会員は、本サービスに関するID等、その他認証情報について善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、管理不十分、使用上の過誤及び第三者の使用などによる不正行為、並びにこれらによって生じた本会員又は第三者の損害の責任は本会員が負うものとし、当社は当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負いません。
2. 本会員は、第三者にID等を譲渡・貸与・開示・漏洩その他の処分をしてはならないものとします。
3. 本会員は、その管理するID等を第三者に知られた場合や第三者に使用されるおそれのある場合には、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社の指示がある場合にはこれに従うものとします。
4. 当社は、ID等によって認証を行った後に行われた本サービスの利用行為については、

全て本会員に帰属するものとみなすことができるものとします。

第7条 (連携サービスの利用)

1. 第5条に定める情報提供にあたり、提携銀行が提供する、当社と提携銀行の間で本会員情報等を連携するサービス（以下「連携サービス」といいます。）を利用するに本会員が同意する場合、本会員は、当社が、本会員の連携サービスのID及びパスワードを利用し、又は連携サービスを提供する第三者のAPI等のシステムを介して、当該連携サービスにアクセスすることを許諾するものとします。
2. 前項の場合、当社が本会員の連携サービスのID及びパスワードを使用したこと又はAPI接続をしたことにより本会員又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社は責任を負わないものとします。

第8条 (本サービスの内容)

1. 本サービスの内容は以下のとおりとします。
 - (1) 本会員が対象請求書又は振込指示データ（対象債務にかかる振込を当社に指示するための当社の指定する様式によるデータをいいます。）を、当社の指定する方法にてウェブ上にアップロードすることにより、当社がこれらの情報を基に振込に関するデータを作成し、当社から提携銀行に対し振込指図を行うこと
 - (2) 当社が本会員に対し、対象請求書にかかる支払い及び会計処理に必要なデータを当社指定の形式にて提供すること
 - (3) 当社が本会員に対し、対象請求書の検索機能等、対象請求書をウェブ上で管理する機能を提供すること
2. 当社は、本サービスの提供にあたり、対象請求書の内容のテキスト化及び画像のデータ化に関する、処理項目、処理品質及びその正確性（対象請求書に記載された金額や日付等の数字・文字が、当社が本サービスにおいて提供するデータに正確に反映されていることを含みますが、これに限られません。）については保証せず、当該データの確認義務は本会員にあるものとします。
3. 本会員は、本サービスの利用により取得したデータを利用する場合、その行為によって生ずる全ての結果（当社が本サービスにおいて提供したデータに基づいて本会員が支払を行った場合に、対象請求書の支払先との間で生じたトラブルを含みますが、これに限られません。）について本会員自身で責任を負うものとします。
4. 本サービスは、本会員自身による利用を目的として提供されるものであり、商業目的で使用すること（有償、無償にかかわらず、本会員が、第三者に対して本サービスと同一、類似又は競合するサービスを提供すること等）はできません。
5. 本会員は、本サービスを使用する端末機器、ソフトウェア、及び端末機器から本サービスに接続する通信回線等を、本会員自身の責任と費用負担において確保、維持するもの

とします。

6. 本サービスの利用に関して本会員から当社に対して提供されるデータのバックアップに関する責任は本会員自身が負うものとし、当社は、当社が行うバックアップにより保存されたデータが消失しないことを保証するものではありません。
7. 当社は、本会員に通知することなく、当社の裁量で本サービスの仕様及び機能の一部を変更することができるものとし、本会員はあらかじめこれを了承するものとします。

第9条 (振込指図の方法)

1. 本会員は、本サービスの利用を希望する場合、当社が別途指定する手続きに従い、振込に必要な情報（以下「振込情報」といいます。）を当社に提供するものとします。振込情報の提供は、当社のウェブサイト、アプリケーション、又はその他の当社が指定する方法を通じて行うものとします。
2. 本会員は、当社に提供する振込情報の正確性及び完全性について、一切の責任を負うものとします。当社は、本会員が提供した振込情報の内容について確認義務を負わず、当該情報に誤りがあったことにより本会員に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとします。
3. 当社が取り扱うことができる振込は、原則として日本円による国内の金融機関への送金に限られるものとします。外貨による送金又は海外の金融機関への送金について、本サービスを利用することはできないものとします。

第10条 (振込指図の確定と効力)

1. 当社は、前条第1項に基づき本会員から提供を受けた振込情報をデータ化（以下、当該データを「振込データ」といいます。）し、本会員が振込データを確認できる状態にするものとします。
2. 本会員は、振込データの正確性を確認した上で、当社が別途指定する期日までに、当社の定める方法により、振込データを確定するものとします。本会員が所定の期日までに振込データを確定しない場合、当該振込の依頼はなかったものとみなします。
3. 前項に基づき本会員が振込データを確定した時点で、当社に対する振込指図の委託が成立し、個別契約が成立するものとします。
4. 本会員は、個別契約が成立した後であっても、当社が別途定める期限までに限り、当社所定の方法により、振込金額、振込依頼人名、振込先口座情報の変更（以下「振込内容の変更等」といいます。）を依頼することができます。ただし、振込内容の変更等を行う場合、当社又は提携銀行所定の手数料が発生することがあり、その費用は本会員の負担とします。
5. 本会員は、個別契約に基づく振込の実行後に当該振込の組戻しを希望する場合、本サービスを通じてこれらの手続きを行うことはできません。この場合、本会員は自らの責任

において、提携銀行所定の手続きに従い、組戻し等の手続きを行うものとします。

第 11 条（振込資金の準備）

1. 本会員は、前条に基づき個別契約が成立した場合、当社が指定する期日までに、振込金額、振込手数料その他必要な費用（以下「振込資金等」といいます。）を、提携銀行口座に入金するものとします。
2. 振込資金等の振込にかかる手数料は、本会員の負担とします。
3. 指定された期日までに本会員の提携銀行口座への入金が確認できない場合、又は提携銀行口座の残高が振込資金等に満たない場合、当該振込資金等にかかる振込は実行されないものとします。この場合、当社は本会員に対し、振込が不成立となった旨を通知します。
4. 本サービスの利用手数料は、振込資金等の一部として、本会員の提携銀行口座から引き落とされる方法、又は当社が別途指定する方法により徴収されるものとし、本会員はこれに同意します。

第 12 条（振込の実行と完了）

1. 当社は、本会員が前 2 条に基づき振込資金等を準備し、かつ振込データが確定した場合、速やかに提携銀行に対して振込指図の伝達を行うものとし、提携銀行が当該振込指図に基づく振込を実施した旨の連絡があった場合、本会員にその旨の通知を行うものとします。
2. 振込の完了後、本会員は、自己の責任において債権者への入金状況を確認するものとします。当社は、債権者への着金や、本会員と債権者との間の取引に関する事項について、一切の責任を負わないものとします。
3. 提携銀行の事情により振込が遅延した場合、又は組戻し等の手続きが必要となった場合、本会員は、提携銀行の定める手続きに従うものとします。当社は、提携銀行の責めに帰すべき事由による遅延や組戻し等について、一切の責任を負わないものとします。
4. 本会員は、第 1 項に基づき提携銀行による振込が行われた後に、その依頼を取りやめる場合には、提携銀行所定の手続きにより直接提携銀行との間で組戻しの手続きを行うものとします。

第 13 条（振込不能時の対応）

1. 当社は、提携銀行から、振込データに基づき行った振込が不能であった旨の通知を受けた場合、速やかにその旨を本会員に対し、本サービス上の会員ページへの掲載、電子メールその他の適切な方法により通知するものとします。
2. 前項の通知において、振込不能となった理由が提携銀行から通知された場合、当社はその内容を本会員に通知するよう努めます。

3. 振込不能となった場合、本会員は、必要に応じて当社に対して振込データの修正を依頼し、改めて振込の依頼を行うことができます。再度の振込依頼の手続きについては、当社が別途定めるものとします。
4. 振込不能となった振込資金等は、提携銀行の手続きが完了し次第、当社の定める方法により本会員に返金するものとします。返金にかかる手数料が発生する場合は、本会員の負担とします。

第14条（不正払戻しへの対応）

1. 本サービスに関し、第三者により本会員のID等、電子証明書及び認証番号その他当社所定の本人確認又は取引の認証に用いる情報（以下、総称して「本人確認情報」といいます。）を詐取又は盗取等した上で、本会員になりすまして不正に預金の払戻（以下「不正払戻し」といいます。）が行われた場合、当社は、速やかに必要な調査を行うものとします。
2. 前項に規定する不正払戻しに起因して、本会員に損害が発生した場合、当社は提携銀行が定める口座不正使用補てん規定（事業者のお客さま）に定める補償の考え方に基づき、本会員に補償を行うものとします。なお、補償の上限については、当該規定において定められている額を上限とします。
3. 本会員は、本サービスにおいて不正取引が行われた疑いがある場合、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社の行う調査に協力するものとします。
4. 当社は、不正払戻しの態様、被害状況、捜査機関の協力状況等を勘案し、個別の事案ごとに適切な対応を検討するものとします。

第3章 利用料金、表明保証、禁止行為等

第15条（利用料金及び支払方法）

本会員は、本サービスにかかる当社のウェブサイト（<https://fintopayment.zendesk.com/hc/ja/articles/43163380853913>）に定める本サービスの利用料金を、当該ウェブサイトに記載の支払方法又は当社が別途指定する方法により、当社に支払うものとします。

第16条（本会員の表明及び保証）

本会員は、本利用契約の期間中、当社に対し、以下の各号の全てが真実かつ正確であることを表明し、保証するものとします。

- (1) 本会員が法人の場合、日本法に準拠して適法に設立され、かつ、有効に存続する法人であること
- (2) 本会員が個人事業主の場合、日本国内において税務署に開業届を提出し、適法に事

業を営む個人事業主であること

- (3) 当社が承諾したものを除き、過去に当社との契約に違反したことがないこと
- (4) 本サービスと類似又は競合するサービスを運営する者ではないこと
- (5) 本会員、本会員の代表者、役員、実質的支配者等が反社会的勢力等ではないこと
- (6) 本会員自ら又は第三者を利用して反社会的行為を行っておらず、かつ、以前に行つたことがないこと
- (7) 本会員が本利用契約を有効に締結し履行する権限及び能力を有していること
- (8) 本会員による本利用契約の締結及び履行は、法令、規則、通達、命令その他の規制、本会員の定款、取締役会その他の社内規則、又は本会員を当事者とする若しくは本会員が拘束される第三者との契約に違反するものではなく、かつ、それにより抵当権、質権、先取特権その他の担保権を発生させるものでもないこと
- (9) 本会員は本会員若しくはその財産に適用のある全ての法令その他の規制又は本会員若しくはその財産を拘束する契約等に違反していないこと
- (10) 本会員は税金及び社会保険料等の滞納や過誤等もないこと
- (11) 本会員に本規約に定める本利用契約の解除事由が存在せず、またそのおそれもないこと
- (12) 本会員の財務・営業状態に重大な悪影響を及ぼす事由が存在しないこと
- (13) 原契約について解除事由その他の法律上の瑕疵が存在しないこと
- (14) 対象請求書の記載内容が対象債務の内容に照らして正確であること
- (15) 本利用契約の締結及び履行に関して、当社に提供した情報は、書面によるものか否かを問わず、真実かつ正確であること
- (16) 前各号の他、当社が当社ウェブサイトその他により確認を求めた事項

第 17 条（禁止行為）

本会員は、本サービスの利用にあたり、自ら又は第三者をして、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならず、また、以下の各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にしてはならないものとします。

- (1) 法令、裁判所の判決、決定若しくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為及びこれらを助長する行為又はそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反し又は善良な風俗を害するおそれのある行為
- (3) 本サービスの利用に関連して当社から提供される情報その他のコンテンツにつき、当社が利用を許諾した範囲を越えてこれを利用し、又は公開する行為
- (4) 本サービスが通常意図しないバグを利用する動作又は通常意図しない効果を及ぼす外部ツールの利用、作成又は頒布を行う行為
- (5) 本サービス又は当社サーバー等に過度の負担をかける行為
- (6) 本サービスに接続されたシステムに権限なく不正にアクセスする行為

- (7) 当社サーバー内に蓄積された情報を不正に書き換え若しくは消去する行為
- (8) 当社又は第三者に対する詐欺又は脅迫行為
- (9) 当社又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシー、名誉、その他の権利若しくは利益を侵害する行為
- (10)逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングその他の方法により、本サービスに関するプログラムのソースコードを解析する行為
- (11)本サービスを構成するプログラム、資料等を複製、譲渡、貸与又は改変する行為
- (12)当社による本サービスの提供を妨害するおそれのある行為
- (13)反社会的勢力等への利益供与行為及びこれにつながる可能性のある行為
- (14)本利用契約及び本サービスの趣旨・目的に反する行為
- (15)本利用契約締結後、本サービスと類似若しくは競合するサービスを開始・提供し、又はその他何らかの形で当該サービスの開始・提供を支援する行為
- (16)その他、当社が不適切と判断する行為

第 18 条 （損害賠償）

1. 本会員が本利用契約に違反し、又は本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、本会員はその損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。
2. 本会員が本サービスの利用に関連して第三者に損害を与えた場合、本会員は自らの責任において当該第三者との間で紛争を解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、本会員と債権者との間の原契約に関して生じた事由については一切関与せず、何らの責任も負わないものとし、本会員は、本会員と債権者との間で紛争が生じた場合でも、当社に対して一切の請求をすることはできないものとします。
4. 当社の故意又は重大な過失により本会員に損害が発生した場合、当社が賠償する損害の範囲は、通常かつ直接の損害に限定されるものとし、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益については、賠償する責任を負わないものとします。ただし、不正払戻しに起因する損害に関しては第 14 条の規定によるものとします。
5. 前項の場合、当社の本会員に対する損害賠償の総額は、損害が発生した月に本会員が当社に支払った利用料金の総額を上限とします。

第 19 条 （知的財産権）

1. 本サービスに関するウェブサイト、ソフトウェア、文書、図画、商標、ロゴ等に含まれる一切の知的財産権は、当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属します。本利用契約の締結は、本会員に対し、これらの知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。
2. 本会員が本サービスを利用してアップロード又は送信した情報(対象請求書を含みます。)

に関する知的財産権は、本会員又は本会員にライセンスを許諾している者に留保されます。ただし、当社は、本サービスの提供、維持、改善、開発に必要な範囲で、これらの情報を無償で利用(複製、翻案、公衆送信及びそのために必要な送信可能化を含みます。)することができるものとし、本会員はこれに対し著作者人格権を行使せず、第三者をして行使させないものとします。

第 20 条 (秘密情報の管理)

1. 当社及び本会員は、秘密情報を秘密に取り扱うものとします。
2. 当社及び本会員は、秘密情報を厳重に保管・管理しなければならず、相手方の事前の書面による承諾がある場合(本会員が当社の他のサービスの利用規約等において承諾している場合を含みます。)を除き、第三者(法令上の守秘義務を負う専門家を除きます。)に開示、漏洩しないものとします。ただし、法令に基づき開示が義務付けられる場合、又は裁判所若しくは行政機関から開示を命じられた場合は、必要な範囲で開示することができますが、その場合、事前に相手方に通知するよう努めるものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示を受けた時点で既に公知であった情報
 - (2) 開示を受けた後、自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (3) 開示を受けた時点で既に適法に保有していた情報
 - (4) 秘密情報によらずに独自に開発した情報
 - (5) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
4. 第 2 項の規定にかかわらず、当社は、当社のグループ会社(当社の関係会社及び当社と同一の親会社を有する会社をいいます。以下同じ)の事業運営の目的のために、本利用契約の存在及び本会員と当社との取引履歴等(以下「契約情報」といいます)を当社のグループ会社に開示・提供できるものとし、契約期間及び本利用契約の終了後も、当該グループ会社は契約情報をかかる目的の範囲内で利用できるものとします。この場合、当社は、当該グループ会社による契約情報の利用について責任を負うものとします。。

第 21 条 (本会員から提供を受けたデータの利用)

1. 本会員は、当社が、本サービスの利用に関して本会員から提供を受けたデータを、本サービスの提供、改善及び保守等の目的で利用することをあらかじめ承諾します。
2. 本会員は、前項に定める目的以外に、当社が本サービスの利用に関して本会員から提供を受けたデータを、本会員を識別、特定することができないように、集計、分析又は加工し、グループ会社がサービスの開発、改善の目的で利用すること、及びグループ会社が当該開発、改善にかかる業務を委託する第三者に対して開示する場合があることをあらかじめ承諾します。

第22条（個人情報の取り扱い）

本サービスの利用に伴って本会員から当社が受領する本会員の役員及び従業員に関する個人情報の取り扱いは、「個人情報の取り扱いについて」(https://www.trabox.co.jp/privacy_policy.html)によるものとします。

第23条（退会時の取り扱い）

1. 本会員は退会を希望する場合、退会を希望する月の初日から10営業日目までに（退会を希望する月の初日は10営業日に算入しないものとします。）、退会の旨を当社に通知しなければならないものとします。この場合、退会日は本会員が当該通知を行った日が属する月の末日とします。
2. 本会員が前項に定める期限を過ぎて退会の通知を行った場合、その通知は翌月の初日に行われたものとみなし、退会日は通知を行ったとみなされた月の末日とします。
3. 会員は、退会日以後、本サービスを利用することはできません。
4. 退会時に未処理の振込依頼や未払いの利用料金がある場合、本会員は当社の指示に従い、これらを速やかに処理又は支払うものとします。

第4章 契約の終了、サービスの停止等

第24条（本サービスの利用停止、本利用契約の解除等）

1. 当社は、本会員が次の各号のいずれかに該当し又は該当するおそれがあると当社が判断した場合には、当社の裁量により、何らの通知も行うことなく、本会員に対して利用停止等の措置を講じることができるものとします。
 - (1) 本利用契約のいずれかの条項に違反した場合。ただし、本利用契約を解除するときは、当該違反の是正につき催告したにもかかわらず、相当期間内に是正がなされなかった場合とする。
 - (2) 本会員の提携銀行口座が解約された場合
 - (3) 本規約第4条第3項各号に該当した場合又は該当していたことが判明した場合
 - (4) 当社に提供された情報の全部又は一部に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (5) 第16条各号に定める表明保証事項のいずれかに違反した場合
 - (6) 振り出した手形、小切手若しくは電子記録債権の不渡り又は電子交換所若しくは電子債権記録機関の取引停止処分があった場合
 - (7) 差押、仮差押の申立て又は滞納処分があった場合
 - (8) 支払停止、支払不能若しくは債務超過となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合

- (9) 当社から本会員への回答を求める連絡に対して本会員から 14日間以上応答がない場合
 - (10)当社のサーバー又はネットワークへ著しく負荷をかける等、本サービスの運営、保守管理上必要であると当社が判断した場合
 - (11)自己又は債権者、及びこれらの代表者、役員等が反社会的勢力等に該当する場合
 - (12)自己又は債権者が自ら又は第三者を利用して反社会的行為を行った場合
 - (13)その他前各号に類する事由があると当社が判断した場合
2. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により本会員に生じた不利益や損害について一切の責任を負わないものとします。
 3. 本会員は、利用停止等後又は退会その他の本利用契約の終了後も、契約期間中に発生した事由に基づく本利用契約上の一切の義務及び債務（損害賠償債務を含みますが、これに限りません。）を免れるものではありません。
 4. 当社は、本会員の利用停止等後又は退会その他の理由による本利用契約の終了後も、当該本会員に関し当社が取得した情報（本サービスの利用に関して本会員から提供を受けたデータを含みますが、これに限りません。）を第 20 条に定める目的の範囲内で保有・利用することができるものとします。

第 25 条 （本サービスの終了等）

1. 当社は、事前に、本サービス上又は当社のウェブサイト上への掲示その他当社が適当と判断する方法で本会員に通知することにより、当社の裁量で、本サービスを終了することができるものとします。ただし、やむを得ない緊急の場合は本会員への通知を行わない場合がありますが、その場合でも事後速やかに通知するよう努めるものとします。
2. 当社は、以下各号の事由が生じた場合には、本会員に事前に通知することなく、本サービスの一部又は全部を一時的に中断することができるものとします。
 - (1) 本サービスに必要な設備等の保守を定期的に又は緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (5) その他、法令上、運用上又は技術上の理由により当社が本サービスの一時的な中断が必要と判断した場合
3. 前二項により本会員に生じた不利益や損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 26 条 （本利用契約終了後のデータの取扱い）

1. 当社は、本利用契約の終了後、本サービスの利用に関して本会員から当社に対して提供

されたデータを保存する義務を負いません。ただし、適用法令等により当社が保存を義務付けられている情報については、当該法令等に従い保存します。

2. 当社は、本サービスの運営のために、本サービスの利用に関して本会員から当社に対して提供されるデータを本利用契約の終了後も保存していた場合であっても、本利用契約の終了後に当該情報・データ等を本会員に提供する義務を負いません。

第5章 その他

第27条（非保証及び免責）

1. 当社は、本サービスについて、その正確性、完全性、合目的性、確実性、有効性、安全性、適法性及び可用性等（対象請求書に記載された金額や日付等の数字・文字が、当社が本サービスにおいて提供するデータに正確に反映されていることを含みますが、これに限られません。）につきいかなる保証も行わず、責任を負わないものとします。
2. 本会員は、本サービスを利用する事が、適用のある法令、本会員に適用のある業界団体や社内の内部規則等（以下「適用法令等」といいます。）に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、本会員による本サービスの利用が、適用法令等に適合することを何ら保証するものではありません。
3. 当社は、本会員による本サービスの利用に関し、本会員が第三者から何らかのクレーム又は請求を受けた場合（当社が本サービスにおいて提供したデータに基づいて本会員が支払い、対象請求書の支払先との間でトラブルが生じた場合を含みますが、これに限られません。）であっても、当該クレーム又は請求に関する何らの責任を負わず、本会員は自らの責任と負担で当該クレーム又は請求に対応するものとします。
4. 当社は、本会員の利用する情報端末、OS、ウェブブラウザ等の環境について、本サービスの完全な動作を保証するものではなく、これらのバージョンアップ等により本サービスの動作に不具合が生じる場合があることを、本会員はあらかじめ承諾するものとします。当社は、かかる不具合が生じた場合においても、その修正義務を負うものではありません。
5. 当社は、通信回線の障害、システムの中止、アクセス集中、不正アクセス、その他当社の責めに帰すべからざる事由により、本サービスの提供の遅延、中断、又は不能が生じた場合であっても、これにより本会員に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
6. 当社が本会員から受信したID、パスワード、その他認証情報が、当社の登録情報と一致する場合、当社は、本会員が本サービスを利用したものとみなし、その結果について一切の責任を負わないものとします。
7. 天災地変、戦争、内乱、暴動、法令の制定・改廃、公権力の介入、ストライキ、輸送機関の事故、感染症の流行、その他の不可抗力により本サービスの提供が遅延、中断、又

は不能となった場合、当社はこれにより本会員に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

8. 本規約に明示的に定める場合を除き、当社は、本サービスの利用に関して本会員に生じた損害、損失、費用、その他の不利益について、その原因の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。特に、付隨的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益については、賠償する責任を負わないものとします。
9. 当社は、本サービスを通じて行われる振込処理の内容について、その正確性、完全性、適法性、又は本会員の意図する目的への適合性について、いかなる保証も行うものではありません。本会員は、自らの責任において振込内容を確認し、本サービスを利用するものとします。
10. 当社は、提携銀行の責めに帰すべき事由により振込の不能、遅延等が生じた場合であっても、それによって本会員に生じた損害、損失又は費用について、責任を負わないものとします。本会員は本サービスが利用できない状況にあっても提携銀行にて直接振込等の作業ができると理解した上で、本サービスを利用するものとします。

第 28 条（権利義務の譲渡禁止等）

1. 本会員は、当社の書面による事前の承諾なく、本利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は、本規約に基づく本会員との権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し又は承継させることができるるものとします。

第 29 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 30 条（完全合意）

本規約は、本規約に含まれる事項に関する当社と本会員との完全な合意を構成し、口頭又は書面を問わず、本規約に含まれる事項に関する当社と本会員との事前の合意、表明及び了解に優先します。

第 31 条（準拠法等）

1. 本規約及び本利用契約の準拠法は日本法とします。
2. 本サービス又は本利用契約に関して、当社と本会員間で生じた一切の紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第32条（誠実協議）

本規約及び本利用契約の解釈に疑義が生じ、又は本規約又は本利用契約に規定なき事態が生じた場合、当社及び本会員は、信義誠実の原則に則って誠実に協議し、互いにその解決に努めるものとします。